



市民会館

大ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

小ホール

あなたのこえ
わたしのこえ

投票は、必ず住所、氏名を書いてください。
あて先 〒250 4
小田原市役所広報課
あなたのこえ係
のこえ係

自動車文庫

投票は、必ず住所、氏名を書いてください。
あて先 〒250 4
小田原市役所広報課
自動車文庫係
のこえ係

夏の移動映画会

投票は、必ず住所、氏名を書いてください。
あて先 〒250 4
小田原市役所広報課
夏の移動映画会係
のこえ係

欄はみなさんが
作るコーナーです

投票は、必ず住所、氏名を書いてください。
あて先 〒250 4
小田原市役所広報課
欄はみなさんが作るコーナー係
のこえ係

今月の納税

投票は、必ず住所、氏名を書いてください。
あて先 〒250 4
小田原市役所広報課
今月の納税係
のこえ係

8月の市民相談ご案内

相談内容	相談員	とき
一般相談(市職員)	毎日	8時30分～17時
市長相談(市長)	5日	12時～17時
人権擁護相談(人権擁護委員)	13日	10時～15時
行政苦情相談(行政相談委員)	1日・15日	10時～15時
法律相談(弁護士)	7日・14日・22日・28日	13時～15時
交通事故相談(弁護士)	7日・14日・22日・28日	13時～15時
高齢者職業相談(高齢者無料職業紹介所職員)	2日・9日	10時～16時
心登記相談(民生委員)	5日・12日・19日・26日	10時～15時
登記相談(司法書士)	8日	13時～16時
税務相談(税理士)	6日・20日	13時～16時
保健相談(市保健婦)	27日	13時～17時

◎印の相談は、予約制です。

電話などで前もってご連絡ください。

市民相談室 市役所正面玄関の右

☎22-1111

青少年相談は 青少年相談センターへ
教育相談は 教育研究所へ

火事・救急	場所と目標を
119	はっきりと
火事の問い合わせと防火の相談は	
本郷	(23-1251)
東分	(47-2540)
西分	(22-8402)
西北分	(34-4024)
四大友分遺所	(36-4727)

火災予防シリーズ.....②⑦

家庭にある危険物は多少にかかわらず正しい知識と十分な注意が必要です。

石油やシンナーをはじめ殺虫剤、除草剤などはその取り扱いや、貯蔵の方法を要すると火災や爆発を起こす危険物です。性質を良く知って正しい取り扱いをしましょう。

- カンなどの容器は温度のあがらない場所に保管する。
- 火のそばにおかない、火のそばで使わない。
- スプレーなどの空カンは空を空けてから捨てるようにしましょう。
- ガソリン、灯油などを貯蔵するときは、事前に消防署に相談してください。

TEL (23) 1251

